

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休日は、
翌日の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 鳥取県農業改良資金貸付基準の一部改正

規 則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十四号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号)

の一部を次のように改正する。

第十一条の二の見出しを「(事業実施報告書等)」に改め、同条中「貸付けを受けた者」の下に「(別表第三に規定する研修教育資金の貸付けを受けた者を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 別表第三に規定する研修教育資金の貸付けを受けた者は、研修に就いたとき、又は研修を終了したときは、速やかに研修証明書(第六号様式の三)又は研修終了報告書(第六号様式の四)を知事に提出しなければならない。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第四条関係)」に改め、同表の第一号の項標準事業費の欄中「一一、三〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に改め、同表の第二号の項を削り、同表の第三号の項標準事業費の欄中「九九、〇〇〇円」を「四二〇、〇〇〇円」に改め、同項を同表の第二号の項とし、同項の次に次のように加える。

三 繭質改善技術導入資金 蚕 一セット(蚕種一〇箱分)につ き 八〇〇、〇〇〇円 五年以内

当該装置により温湿度の調節を行うために上ぞく室を設置し若しくは改良し、又は当該上ぞく室において使用する蚕のふん尿受け器を購入するのに必要な資金

別表第一の第四号の項標準事業費の欄中 「自脱型コンバインにあつては

「自脱型コンバイン

一、三

一八、〇〇〇円」を

を

二条型にあつては一、一九五、〇〇〇円

に、

三条型にあつては一、四二〇、〇〇〇円

四条型にあつては二、四九〇、〇〇〇円」

「五九二、〇〇〇円」を「七三〇、〇〇〇円」に、「四九、〇〇〇円」を

「六三、〇〇〇円」に改め、同表の第六号の項を削り、同表の第七号の項

を同表の第六号の項とし、同表の第八号の項技術導入資金の種類の中「

集団的生産組織育成資金」を「集団的生産組織農作業受託資金」に改め、

同項の標準事業費の欄中「三一、四〇〇円」を「三三、〇〇〇円」に、「

二三、三〇〇円」を「三〇、〇〇〇円」に、「二六、四〇〇円」を「三四、

〇〇〇円」に、「二五、六〇〇円」を「三三、〇〇〇円」に、「一六、六

〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に、「一五、二〇〇円」を「二〇、〇〇〇

円」に、「二二、一〇〇円」を「二七、〇〇〇円」に、「一九、〇〇〇円」

を「二五、〇〇〇円」に、「一五、五〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、

「九、一〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「一〇、五〇〇円」を「一三、

〇〇〇円」に、「六、七〇〇円」を「八、〇〇〇円」に、「七、二〇〇円」

を「九、〇〇〇円」に、「五、〇〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「一三、

六〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「一八、七〇〇円」を「四八、〇〇

〇円」に、「六、四〇〇円」を「八、〇〇〇円」に、「七、〇〇〇円」を

「九、〇〇〇円」に改め、同項を同表の第七号の項とし、同項の次に次の

ように加える。

八 中核農家等農作業受託資金

農林大臣が定める基準に基づき、農業者がその農業の生産行程の規模を拡大するため当該拡大後の規模における生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術でその使用する農業の施設又は機械の合理的な組合せによるものを導入する場合において当該技術により農作業を行うのに必要な資金

稲の栽培に係る農作業を行う

場合にあつては、耕地一〇アールにつき 二〇、〇〇〇円

麦の栽培に係る農作業を行う

場合にあつては、耕地一〇アールにつき 一一、〇〇〇円

野菜又は花きの露地における

栽培に係る農作業を行う場合にあつては、耕地一〇アールにつき 一三、〇〇〇円

田において稲を通常栽培する

期間以外の期間に行う飼料作物の栽培に係る農作業を行う場合

にあつては、耕地一〇アールにつき 八、〇〇〇円

畑において輪作により行う飼

料作物の栽培に係る農作業を行う

場合にあつては、耕地一〇アールにつき 九、〇〇〇円

畑において行う多年生牧草の

栽培に係る農作業を行う場合にあつては、耕地一〇アールにつ

き 六、〇〇〇円

桑の栽培に係る農作業を行う

場合にあつては、耕地一〇アール

五年以内

ルにつき 一八、〇〇〇円
 果樹の栽培に係る農作業を行う場合にあっては、耕地一〇アールにつき 四八、〇〇〇円
 いも類又は豆類の栽培に係る農作業を行う場合にあっては、耕地一〇アールにつき 八、〇〇〇円
 茶の栽培に係る農作業を行う場合にあっては、耕地一〇アールにつき 九、〇〇〇円

別表第一の第九号の項標準事業費の欄中「七六〇、〇〇〇円」を「二、一二五、〇〇〇円」に、「一、〇四〇、〇〇〇円」を「二、四三四、〇〇〇円」に、「一、四五五、〇〇〇円」を「二、九五五、〇〇〇円」に、「一、七五五、〇〇〇円」を「三、六一二、〇〇〇円」に改め、同表の第十号の項標準事業費の欄中「一、九五〇、〇〇〇円」を「二、三八〇、〇〇〇円」に、「一、二六〇、〇〇〇円」を「二、五八〇、〇〇〇円」に、「七七〇、〇〇〇円」を「九五〇、〇〇〇円」に、「六四二、〇〇〇円」を「強制燃焼式焼却施設を設置する場合にあっては、一セット(牛については成牛八〇頭分、豚については成豚四〇〇頭分、鶏については成鶏二〇、〇〇〇羽分)につき 三、七〇〇、〇〇〇円

簡易発酵施設を設置する場合にあっては、一セット(成鶏五、〇〇〇羽分)につき 六三二、〇〇〇円
 「簡易発酵施設を設置する場合にあっては、一セット(牛については成牛二五頭分、鶏については成鶏五、〇〇〇羽分)につき 六八八、〇〇〇円」

を「四五四、〇〇〇円」に改め、同表の第十一号の項標準事業費の欄中「六〇〇、〇〇〇円」を「七八〇、〇〇〇円」に、「二七七、〇〇〇円」を「三六〇、〇〇〇円」に、「一、二〇〇、〇〇〇円」を「一、五六〇、〇〇〇円」に、「五三〇、〇〇〇円」を「六八九、〇〇〇円」に改め、同表の第十一号の二の項標準事業費の欄中「行なう」を「行う」に、「二、五八三、〇〇〇円」を「三、九八五、〇〇〇円」に改め、同表の第十一号の三の項標準事業費の欄中「五一五、〇〇〇円」を「六七〇、〇〇〇円」に改め、同表の第十二号の項標準事業費の欄中「二八八、〇〇〇円」を「二九七、〇〇〇円」に、「二四六、〇〇〇円」を「三二五、〇〇〇円」に改め、同表の第十四号の項標準事業費の欄中「一三二、〇〇〇円」を「一五九、〇〇〇円」に、「一二四、〇〇〇円」を「一四四、〇〇〇円」に、「一六三、〇〇〇円」を「一九四、〇〇〇円」に改め、同表の第十六号の項標準事業費の欄中「六五〇、〇〇〇円」を「九九〇、〇〇〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

十七 スプリングラーの多目的
 利用技術導入資金 多目的ス

樹園地 一〇アールにつき

五三〇、〇〇〇円

五年以内

プリンクラーを用いて日本な
しの栽培を省力化するために
必要な施設の設置に要する資
金

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第四条関係)」に改め、同表の
第三号の項貸付金の限度額の欄中「一、五〇〇、〇〇〇円」を「一、〇〇
〇、〇〇〇円」と、「一、〇〇〇、〇〇〇円」を「一、三〇〇、〇〇〇円」
に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三(第四条関係)」に改め、同表
第二号の項を第三号の項とし、第一号の項の次に次のように加える。

二 研修教育資金 農業後継者
たる農村青少年が能率的な農
業の技術又は経営方法を実地
に習得するための研修で農林
大臣が定める基準に適合する
ものを受けるのに必要な資金

八〇〇、〇〇〇円

五年以内(据置期間
(二年未満の国内研
修にあつては一年、
二年以上の国内研修
にあつては二年、海
外研修にあつては一
年、二年未満の国内
研修に併せて海外研
修を受ける者にあつ
ては二年、二年以上
の国内研修に併せて
海外研修を受ける者
にあつては三年)を
含む。)

第一号様式中「第1号様式」を「第1号様式(第8条関係)」と改め、
第二号様式(一)中「第2号様式(1)」を「第2号様式(1)(第8条関係)」
と改める。

第二号様式(1の2)中「第2号様式(1の2)」を「第2号様式(1
の2)(第8条関係)」と改める。

第二号様式(1の3)中「第2号様式(1の3)」を「第2号様式(1

の3)(第8条関係)」と改め、
技術導入資金
(集团的技術共同導入資金又は集
团的生産組織育成資金)

「技術導入資金

(集团的技術共同導入資金、集团的生産組織農作業受託資金又は
は中核農家等農作業受託資金)

改め、同様式の(1)の(3)中「たとえば」を「例えば」と改め、同様式

の4中

受託作業

委託者 人 又は 受託作業
使用収益権の取得に係る作業

に改め、同様式の8を次のように改める。

8 農作業受託料金

(単位：10アール当たり 円)

部門	作業名	受託料				
		計	整備費	燃料費	労賃	資材費
	使用収益権の取得					
	休耕田の深耕、整地					

(注) 集团的生産組織農作業受託資金又は中核農家等農作業受託資金の貸付けを受けようとする場合にのみ記入すること。

第1号様式(1の3)の2中 集团的生産組織育成資金

--	--	--	--	--	--

集团的生産組織農作業受託資金					
中核農家等農作業受託資金					

--	--	--	--	--	--

生産組織育成資金」や「集团的生産組織農作業受託資金又は中核農家等農作業受託資金」に該当する。

第1号様式(1の4)中「第2号様式(1の4)」や「第2号様式(1

の4) (第8条関係)」に該当する。

第1号様式(1)中「第2号様式(2)」や「第2号様式(2) (第8条関係)」に該当する。

第1号様式(3)中「第2号様式(3)」や「第2号様式(3) (第8条関係)」に該当する。

第1号様式(4)中「第2号様式(4)」や「第2号様式(4) (第8条関係)」に該当する。

第1号様式(5)中「第2号様式(5)」や「第1号様式(3)の次に次の1

号様式を加える。

第2号様式(4) (第8条関係)

事業計画書

(農業後継者育成資金)
(研修教育資金)

申請者の氏名	申請額	千円
研修を受ける機関名又は農家名(海外研修にあつては、派遣機関名)		
上記の所在地(住所)(海外研修にあつては、研修を受ける国)		
研修の名称(研修コース名)	農業者教育機関研修 農家研修	海外研修 (研修コース名)
研修期間	年月日	年月日(年間)
特記事項		
農業協同組合長の意見欄		
市町村長の意見欄		
農業改良普及所長の意見欄 (推薦の理由等)		

第三号様式(第3号様式)や「第3号様式(第8条関係)」及び「第4号様式(第10条関係)」及び「第5号様式(第10条関係)」及び「第6号様式(第11条関係)」及び「第6号様式(第11条関係)」及び「甲に提出する(研修教育資金の貸付けの場合を除く。)」及び「乙に提出する(第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。)」及び「甲に提出する(研修教育資金の貸付けの場合を除く。)」及び「乙に提出する(第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。)」及び「甲に提出する(研修教育資金の貸付けの場合を除く。)」及び「乙に提出する(第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。)」

第6号様式の3 (第11条の2関係)

研修証明書

年 月 日

職 氏 名 殿

(農業者教育機関又は農家 派遣機関) ㊦
(海外研修にあつては、派遣機関)

下記のとおり研修を受けていますので報告します。

記

研修者の氏名 及び住所	研修の名称 (研修コース)	研修の期間	その他特記事項
市町村		年 月 日 ～ 年 月 日 (年間)	

第6号様式の4 (第11条の2関係)
研修終了報告書

年 月 日

職 氏 名 職

借受者住所・氏名

さきに借り受けた研修教育資金に係る研修は、下記のとおり終了したので報告します。

記

(1) 借受状況及び研修状況

貸付決定 年月日	貸付決定 番号	借受年月日	借受額 千円	研修の 名称	研修期間
		年月日			

(2) 研修費使用状況

借 受 額 千円	研修に要した額 (借受額一研修に要した額) 千円	残 額 (繰上償還額) 千円

(3) 研修終了証明

年 月 日

研修を受けた機関又は農家(海外研修にあつては、派遣機関) ㊦

(4) 農業改良普及所の証明

就農の有無	今後の指導援助事項
年 月 日	農業改良普及所長 ㊦

第七号様式中「第7号様式」を「第7号様式(第14条関係)」に改める。
 第八号様式中「第8号様式」を「第8号様式(第15条関係)」に改める。
 第九号様式中「第9号様式」を「第9号様式(第15条関係)」に改める。
 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際現に改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第八百十三号

鳥取県農業改良資金貸付基準(昭和三十九年十月鳥取県告示第五百七十四号)の一部を次のように改正し、昭和五十年九月十九日から施行する。

昭和五十年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一技術導入資金の表の第一号の項貸付けの対象となる資材等の欄中

「草生改良牧草種子」を 「草生改良牧草種子」に改め、同表の第二号の項

を削り、同表の第三号の項を同表の第二号の項とし、同項の次に次のよう
 に加える。

三 簡質改善技術
導入資金

送風(気流調整)装置
除湿機
ふん尿受け器
上ぞく室整備等

農業者等

四月

五月

第一技術導入資金の表の第六号の項を削り、同表の第七号の項を同表の第六号の項とし、同表の第八号の項中「集団的生産組織育成」を「集団的生産組織農作業受託」に改め、同項を同表の第七号の項とし、同項の次に次のように加える。

八 中核農家等農
作業受託資金

(一) 農作業の実施に係る費用
イ 機械及び施設の光熱費及び燃料費
ロ 機械及び施設の整備修理費
ハ 肥料、農薬等の資材費
ニ 労賃
(二) 規模の拡大のための借地に要する費用

規模を拡大して農作業を行う農業者等
四月から五月まで
十一月まで

第一技術導入資金の表の第九号の項貸付けの対象となる資材等の欄を次のように改める。

生乳冷却貯乳施設(バルククーラー、屋内配線、配電盤)
パイプライン設備(ミルクパイプ、テートカップユニット、処理室パネル、真空発生装置)

第一技術導入資金の表の第十号の項貸付けの対象となる資材等の欄中「無臭火力乾燥機、据付費」の下に「搬送機」を、「発酵乾燥機、据付費」の下に「搬送機」を、「アフターバーナー、据付費」の下に「搬送機」を加え、「強制燃焼式焼却施設(強制燃焼式焼却機、据付費)」を削り、同表の第十一号の二の項貸付けの対象となる資材等の欄中「防風施設」「防風施設」に改め、同表に次のように加える。

屋根散水施設

十七 スプリンクラ
ーの多目的利
用技術導入資金

(一) 機械

エンジン、ポンプ、スプリンクラ、かくはん機等

(二) 施設

取水施設、ポンプ小屋、貯水そう、混合そう、パイプ、バルブ、立上り管等

農業者等

四月又は五月又は十月 十一月

第三農業後継者育成資金の表中第二号の項を第三号の項とし、第一号の項の次に次のように加える。

二 研 修 教 育 資 金	旅費、教材費、視察費 等	就農するため に研修を受け る農村青少年	六月	七月
---------------------------------	-----------------	----------------------------	----	----